

放射線管理区域における個人線量計の未着用について

平成18年2月8日

発生場所	固体廃棄物貯蔵庫第1棟
発生年月日	平成18年2月7日
発生時の状況	<p>平成18年2月7日、固体廃棄物貯蔵庫第1棟（※1）内で、固体廃棄物の運搬作業を行っていた協力会社作業員1名が、個人線量計（※2）を着用せずに、放射線管理区域へ入域したことがわかりました。</p> <p>本件につきまして、当該作業員の放射線被ばく管理責任者である協力会社から、磐田労働基準監督署に状況等についての説明を行いました。</p> <p>なお、当該作業員の放射線被ばく線量について評価を行い、個人線量計を持たずに入域した間の被ばくが無いことを確認しました。</p>
原因	<p>聞き取り調査及び入退域の調査結果から、通常は、入退域管理装置（※3）で入域手続を行った後、個人線量計を着用して放射線管理区域へ入域しますが、当該作業員の不注意により、入域手続を行った後、誤って近くに設置されている個人線量計充電器に個人線量計を返却し、未着用のまま放射線管理区域に入域してしまいました。</p>
対策	<p>個人線量計充電器の位置変更もしくはカバーの取り付け等により、入域に際し、誤って個人線量計を返却できないような措置を実施します。</p> <p>また、今回の事象に関係する協力会社を含めた全協力会社に、線量計着用の重要性について再認識するよう改めて徹底周知し、再発防止に努めてまいります。</p>
お知らせ基準	運転情報「表2-20」に該当します。

※1 固体廃棄物貯蔵庫は、低レベル放射性廃棄物を保管するための施設で、第1棟（ドラム缶の貯蔵容量：約7千本相当）と第2棟（同：約3万5千本相当）があります。

低レベル放射性廃棄物は、原子力発電所の放射線管理区域内で発生する金属等の廃棄物をドラム缶に密閉処理したもので、固体廃棄物貯蔵庫で保管後は、計画的に青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに送り、埋設処分を行っています。

※2 個人線量計は、放射線管理区域に入域する際に着用し、管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定します。

※3 入退域管理装置は放射線管理区域への入退域実績等を管理する装置

以上

固体廃棄物貯蔵庫第1棟放射線管理区域への入退



入域方法

- ①個人線量計充電器から個人線量計を取る。
- ②個人線量計を用いて入退域管理装置で入域手続を行う。
- ③個人線量計を着用し入域する。

退域方法

- ①個人線量計を用いて入退域管理装置で退域手続を行う。
- ②退域する。
- ③個人線量計を個人線量計充電器に返却する。

今回の誤った入域手順

- ①個人線量計充電器から個人線量計を取る。
- ②個人線量計を用いて入退域管理装置で入域手続を行う。
- ③個人線量計を着用して入域すべきところ、個人線量計充電器に返却し、着用せずに入域した。